

議案第67号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年7月9日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

杉並区立杉並第十小学校温水プールに係る使用料について、65歳以上の者の個人利用に係る5割減額の時間帯を終日に拡大する必要がある。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月 日

杉並区教育委員会教育長 渋 谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和63年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第8号中「（月曜日から金曜日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）の午後2時までに入場した場合に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第4条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 杉並区（以下「区」という。）が自ら行政目的のために使用するとき 免除</p> <p>(2) 官公署が直接公益のために使用するとき 5割</p> <p>(3) 公益法人その他の公共的団体が使用するとき 5割</p> <p>(4) 区との共催で行う事業のために使用するとき 免除</p> <p>(5) 区の後援で行う事業のために使用するとき 5割</p> <p>(6) 区内の中学生以下の幼児、児童又は生徒の団体が使用するとき 5割</p> <p>(7) 区内の心身障害者又はその団体が使用するとき 5割</p> <p>(8) 区内に住所を有している満65歳以上の者が一般使用するとき _____</p> <hr/> <p style="text-align: center;">_____ 5割</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき 免除</p> <p>2 前項第5号から第7号までの規定は、前条で定める団体については適用しない。</p> <p>3 第1項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとするときは、あらかじめ使用料減額・免除申請書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> | <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第4条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 杉並区（以下「区」という。）が自ら行政目的のために使用するとき 免除</p> <p>(2) 官公署が直接公益のために使用するとき 5割</p> <p>(3) 公益法人その他の公共的団体が使用するとき 5割</p> <p>(4) 区との共催で行う事業のために使用するとき 免除</p> <p>(5) 区の後援で行う事業のために使用するとき 5割</p> <p>(6) 区内の中学生以下の幼児、児童又は生徒の団体が使用するとき 5割</p> <p>(7) 区内の心身障害者又はその団体が使用するとき 5割</p> <p>(8) 区内に住所を有している満65歳以上の者が一般使用するとき <u>（月曜日から金曜日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）の午後2時までに入場した場合に限る。）</u> 5割</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき 免除</p> <p>2 前項第5号から第7号までの規定は、前条で定める団体については適用しない。</p> <p>3 第1項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとするときは、あらかじめ使用料減額・免除申請書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> |